

令和五年法律第六十七号

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条)
第二章 性的な姿態を撮影する行為等の処罰(第一条―第七条)
第三章 性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収(第八条)
第四章 押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等

- 第一節 通則(第九条)
第二節 消去等の措置(第十条・第十一条)
第三節 消去等の手続(第十二条―第二十一条)
第四節 消去等の実施等(第二十二条―第二十五条)
第五節 不服申立て等(第二十六条―第三十条)
第六節 消去等に係る裁判手続の特例(第三十一条―第三十八条)
第七節 雑則(第三十九条―第四十二条)
第八節 罰則(第四十三条―第四十五条)

第一章 総則

第一条 この法律は、性的な姿態を撮影する行為、これにより生成された記録を提供する行為等を処罰するとともに、性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収を可能とし、あわせて、押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等の措置をすることによって、性的な姿態を撮影する行為等による被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。
第二章 性的な姿態を撮影する行為等の処罰

第二条 次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。
一 正当な理由がないのに、ひそかに、次に掲げる姿態等(以下「性的姿態等」という。)のうち、人が通常衣服を着けている場所において不特定又は多数の者の目に触れることを認識しながら自ら露出し又はとっているものを除いたもの(以下「対象性的姿態等」という。)を撮影する行為

イ 人の性的な部位(性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は乳房)若しくはこのイにおいて同じ。又は人が身に着けている下着(通常衣服で覆われており、かつ、性的な部位を覆うのに用いられるものに限る。)のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分ロ イに掲げるもののほか、わいせつな行為又は性交等(刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十七条第一項に規定する性交等をいう。)がされている間における人の姿態
二 刑法第七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為
三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為
四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者を対象として、その性的姿態等を撮影し、又は十三歳以上十六歳未満の者を対象として、当該者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、その性的姿態等を撮影する行為
前二項の規定は、刑法第七十六条及び第七十九条第一項の規定の適用を妨げない。

3

第三条 性的な姿態を撮影する行為等により生成された電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものを含む。以下同じ。)その他の記録又は当該記録の全部若しくは一部(対象性的姿態等(前条第一項第四号に掲げる行為により生成された電磁的記録その他の記録又は第五号第一項第四号に掲げる行為により生成された電磁的記録をさるるものをいう。以下同じ。))を複写したものを除いたもの(以下「対象性的姿態等」という。)を複製し、提供した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

イ 人の性的な部位(性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は乳房)若しくはこのイにおいて同じ。又は人が身に着けている下着(通常衣服で覆われており、かつ、性的な部位を覆うのに用いられるものに限る。)のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分ロ イに掲げるもののほか、わいせつな行為又は性交等(刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十七条第一項に規定する性交等をいう。)がされている間における人の姿態
二 刑法第七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為
三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為
四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者を対象として、その性的姿態等を撮影し、又は十三歳以上十六歳未満の者を対象として、当該者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、その性的姿態等を撮影する行為
前二項の規定は、刑法第七十六条及び第七十九条第一項の規定の適用を妨げない。

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

二 第五条第一項第四号に掲げる行為により
 影像送信をされた影像を記録する行為により
 生成された電磁的記録に係る性的姿態等
 三 私事性的画像記録に係る電磁的記録
 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制
 及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
 (平成十一年法律第五十二号) 第三条の二に
 規定する電磁的記録

2 この章において「撮影対象者等」とは、次の
 各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定
 める者又はその法定代理人をいう。
 一 前項第一号に掲げる電磁的記録又は次条第
 一項第一号に掲げる物 第二条第一項各号
 に掲げる行為の対象とされた者又は第五条第
 一項各号に掲げる行為により影像送信をされ
 た影像の内容である対象性的姿態等(同項第
 四号に掲げる行為により影像送信された影像
 の場合にあつては、性的姿態等)に係る者
 二 前項第二号に掲げる電磁的記録又は次条第
 一項第一号に掲げる物 私事性的画像記録
 の提供等による被害の防止に関する法律第二
 条第一項に規定する撮影対象者
 三 前項第三号に掲げる電磁的記録又は次条第
 一項第一号に掲げる物 当該電磁的記録又
 は当該物に姿態を描写された児童
 3 この章において「対象姿態等」とは、次に掲
 げるものをいう。
 一 第二条第一項第一号から第三号までに掲げ
 る行為の対象とされた対象性的姿態等、第五
 条第一項第一号から第三号までに掲げる行為
 により影像送信をされた影像の内容である対
 象性的姿態等、第二条第一項第四号に掲げる
 行為の対象とされた性的姿態等又は第五条第
 一項第四号に掲げる行為により影像送信をさ
 れた影像の内容である性的姿態等
 二 私事性的画像記録の提供等による被害の防
 止に関する法律第二条第一項に規定する画像
 に撮影された同項各号に掲げる人の姿態
 三 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制
 及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第
 二条第三項各号に掲げる児童の姿態
 第二節 消去等の措置
 (押収物に記録された電磁的記録の消去及び押
 収物の廃棄)
 第十条 検察官は、その保管している押収物が第
 一号に掲げる物である場合において、当該押収
 物が対象電磁的記録を記録したものであるとき

は、次節に定める手続に従い、第二号に掲げる
 措置をとることができる。
 一 次に掲げる物
 イ 第二条第一項各号に掲げる行為により生
 じた物若しくは第五条第一項各号に掲げる
 行為により影像送信をされた影像を記録す
 る行為により生じた物又はこれらを複写し
 た物
 ロ 私事性的画像記録の提供等による被害の
 防止に関する法律第三条第一項から第三項
 までに規定する行為を組成し、若しくは当
 該行為の用に供した私事性的画像記録が記
 録されている物若しくは当該行為を組成
 し、若しくは当該行為の用に供した私事性
 的画像記録物又はこれらを複写した物
 ハ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規
 制及び処罰並びに児童の保護等に関する法
 律第二条第三項に規定する物
 二 次に掲げる措置
 イ 当該押収物に記録されている対象電磁的
 記録を全て消去すること。
 ロ 当該押収物に記録されている電磁的記録
 が大量であることその他の事由により当該
 押収物に記録されている全ての電磁的記録
 の内容を確認することができないため、イ
 に掲げる措置をとることが困難であると認
 めるときは、当該押収物に記録されている
 電磁的記録を全て消去すること。
 ハ 技術的理由その他の事由により、イ及び
 ロに掲げる措置をとることが困難であると
 認めるときは、当該押収物を廃棄するこ
 と。

2 検察官は、その保管している押収物であつて
 前項第一号に掲げるものが対象電磁的記録を記
 録したものでないときは、次節に定める手続に
 従い、当該押収物を廃棄することができる。
 (対象電磁的記録の消去命令)
 第十一条 検察官は、前条第一項に規定する場合
 において、同項の対象電磁的記録が刑事訴訟法
 (昭和二十三年法律第三十一号) 第二百十八
 条第二項又は第五百九条第二項の規定により複
 写されたものであつて、これらの項に規定する
 電気通信回線で接続している記録媒体に当該複
 写の対象とされた対象電磁的記録が記録されて
 いるときは、次節に定める手続に従い、これら
 の項の電子計算機で当該対象電磁的記録の消去
 をする権限を有する者に対し、法務省令で定め

るところにより、次に掲げる対象電磁的記録の
 消去を命ずることができる。
 一 当該複写の対象とされた対象電磁的記録
 二 前号に掲げる対象電磁的記録を複写した対
 象電磁的記録であつて、当該者によつて複写
 されたものであり、かつ、当該記録媒体に記
 録されているもの
 第三節 消去等の手続
 (消去等措置のための領置等)
 第十二条 検察官は、その保管している押収物が
 第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思
 料する場合において、当該押収物について同条
 の規定による措置(以下「消去等措置」とい
 う。)をするときは、刑事訴訟法の規定による
 押収を解いた上、これを領置するものとする。
 この場合において、当該押収物は、同法の規定
 により還付することを要しない。
 第十三条 刑事被告人の係属する裁判所は、次
 に掲げる押収物について、領置の必要がないと
 認める場合において、当該押収物が第十条第一
 項第一号に掲げる物に該当すると思料するとき
 は、その旨を検察官に通知しなければならない
 一 この場合において、当該押収物は、刑事訴
 訟法の規定により還付することを要しない。
 二 刑事訴訟法第九十九条の規定により
 差し押された物であつて、その差押えの時
 で検察官により保管されていたもの
 三 刑事訴訟法第九十九条の規定により
 提出を受けた物であつて、その提出を受ける
 時まで検察官により保管されていたもの
 四 刑事訴訟法第九十九条の規定により領置し
 た物であつて、検察官が同法第三十条の規定
 により裁判所に提出したもの
 2 家庭裁判所は、次に掲げる押収物について、
 領置の必要がないと認める場合において、当該
 押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該
 当すると思料するときは、その旨を検察官に通知
 しなければならない。この場合において、当該
 押収物は、少年法(昭和二十三年法律第六十
 八号)第十五条第二項において準用する刑事訴
 訟法の規定により還付することを要しない。
 一 少年法第十五条第二項において準用する刑
 事訴訟法第九十九条の規定により差し
 押された物であつて、その差押えの時まで検
 察官により保管されていたもの
 二 少年法第十五条第二項において準用する刑
 事訴訟法第九十九条の規定により提出

を受けた物であつて、その提出を受ける時
 まで検察官により保管されていたもの
 三 少年法第十五条第二項において準用する刑
 事訴訟法第九十九条の規定により領置した物
 であつて、少年の保護事件の処理に関する法令
 の規定により検察官が家庭裁判所に送付した
 もの
 3 検察官は、第一項前段又は前項前段の規定に
 よる通知に係る押収物について、当該押収物が
 第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思
 料するときは、これを領置することができる。
 この場合において、裁判所は、検察官が当該押
 収物を領置するときは、その押収を解くものと
 し、検察官が当該押収物を領置しないときは、
 これを還付するものとする。
 4 刑事被告人の係属する裁判所は、第一項各
 号に掲げる押収物について、終局裁判又は略式
 命令をする場合において、没収の言渡しをしな
 い場合(略式命令の場合にあつては、没収を科
 さない場合)であつて、当該押収物が第十条第
 一項第一号に掲げる物に該当すると思料する
 ときは、これを検察官に引き渡す旨の言渡し(略
 式命令の場合にあつては、検察官に引き渡す旨
 の裁判)をしなければならない。
 5 家庭裁判所は、第二項各号に掲げる押収物に
 ついて、少年法第十八条、第十九条第一項、第
 二十三条第二項又は第二十四条第一項の決定を
 する場合において、同法第二十四条の第二項
 又は第二項の決定をしない場合であつて、当
 該押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該
 当すると思料するときは、これを検察官に引き渡
 す旨の決定をしなければならない。
 6 第四項の言渡し又は前項の決定については、
 行政事件訴訟に関する法令の規定は、適用しな
 い。
 7 検察官は、第四項の言渡し又は第五項の決定
 に係る押収物について、当該押収物が第十条第
 一項第一号に掲げる物に該当すると思料する
 ときは、これを領置することができる。この場合
 において、検察官は、当該押収物を領置しない
 ときは、これを還付するものとする。
 8 検察官は、第二項各号に掲げる押収物につ
 いて、第二十六条第一項各号に掲げる処分等又は
 当該処分等に係る第二十九条第一項各号に定め
 る裁決をするため必要限度で、最高裁判所規
 則の定めるところにより、当該押収物に係る少

を要する者又はその法定代理人をいう。
 一 前項第一号に掲げる電磁的記録又は次条第
 一項第一号に掲げる物 第二条第一項各号
 に掲げる行為の対象とされた者又は第五条第
 一項各号に掲げる行為により影像送信をされ
 た影像の内容である対象性的姿態等(同項第
 四号に掲げる行為により影像送信された影像
 の場合にあつては、性的姿態等)に係る者
 二 前項第二号に掲げる電磁的記録又は次条第
 一項第一号に掲げる物 私事性的画像記録
 の提供等による被害の防止に関する法律第二
 条第一項に規定する撮影対象者
 三 前項第三号に掲げる電磁的記録又は次条第
 一項第一号に掲げる物 当該電磁的記録又
 は当該物に姿態を描写された児童
 3 この章において「対象姿態等」とは、次に掲
 げるものをいう。
 一 第二条第一項第一号から第三号までに掲げ
 る行為の対象とされた対象性的姿態等、第五
 条第一項第一号から第三号までに掲げる行為
 により影像送信をされた影像の内容である対
 象性的姿態等、第二条第一項第四号に掲げる
 行為の対象とされた性的姿態等又は第五条第
 一項第四号に掲げる行為により影像送信をさ
 れた影像の内容である性的姿態等
 二 私事性的画像記録の提供等による被害の防
 止に関する法律第二条第一項に規定する画像
 に撮影された同項各号に掲げる人の姿態
 三 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制
 及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第
 二条第三項各号に掲げる児童の姿態
 第二節 消去等の措置
 (押収物に記録された電磁的記録の消去及び押
 収物の廃棄)
 第十条 検察官は、その保管している押収物が第
 一号に掲げる物である場合において、当該押収
 物が対象電磁的記録を記録したものであるとき

は、次節に定める手続に従い、第二号に掲げる
 措置をとることができる。
 一 次に掲げる物
 イ 第二条第一項各号に掲げる行為により生
 じた物若しくは第五条第一項各号に掲げる
 行為により影像送信をされた影像を記録す
 る行為により生じた物又はこれらを複写し
 た物
 ロ 私事性的画像記録の提供等による被害の
 防止に関する法律第三条第一項から第三項
 までに規定する行為を組成し、若しくは当
 該行為の用に供した私事性的画像記録が記
 録されている物若しくは当該行為を組成
 し、若しくは当該行為の用に供した私事性
 的画像記録物又はこれらを複写した物
 ハ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規
 制及び処罰並びに児童の保護等に関する法
 律第二条第三項に規定する物
 二 次に掲げる措置
 イ 当該押収物に記録されている対象電磁的
 記録を全て消去すること。
 ロ 当該押収物に記録されている電磁的記録
 が大量であることその他の事由により当該
 押収物に記録されている全ての電磁的記録
 の内容を確認することができないため、イ
 に掲げる措置をとることが困難であると認
 めるときは、当該押収物に記録されている
 電磁的記録を全て消去すること。
 ハ 技術的理由その他の事由により、イ及び
 ロに掲げる措置をとることが困難であると
 認めるときは、当該押収物を廃棄するこ
 と。

2 検察官は、その保管している押収物であつて
 前項第一号に掲げるものが対象電磁的記録を記
 録したものでないときは、次節に定める手続に
 従い、当該押収物を廃棄することができる。
 (対象電磁的記録の消去命令)
 第十一条 検察官は、前条第一項に規定する場合
 において、同項の対象電磁的記録が刑事訴訟法
 (昭和二十三年法律第三十一号) 第二百十八
 条第二項又は第五百九条第二項の規定により複
 写されたものであつて、これらの項に規定する
 電気通信回線で接続している記録媒体に当該複
 写の対象とされた対象電磁的記録が記録されて
 いるときは、次節に定める手続に従い、これら
 の項の電子計算機で当該対象電磁的記録の消去
 をする権限を有する者に対し、法務省令で定め

るところにより、次に掲げる対象電磁的記録の
 消去を命ずることができる。
 一 当該複写の対象とされた対象電磁的記録
 二 前号に掲げる対象電磁的記録を複写した対
 象電磁的記録であつて、当該者によつて複写
 されたものであり、かつ、当該記録媒体に記
 録されているもの
 第三節 消去等の手続
 (消去等措置のための領置等)
 第十二条 検察官は、その保管している押収物が
 第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思
 料する場合において、当該押収物について同条
 の規定による措置(以下「消去等措置」とい
 う。)をするときは、刑事訴訟法の規定による
 押収を解いた上、これを領置するものとする。
 この場合において、当該押収物は、同法の規定
 により還付することを要しない。
 第十三条 刑事被告人の係属する裁判所は、次
 に掲げる押収物について、領置の必要がないと
 認める場合において、当該押収物が第十条第一
 項第一号に掲げる物に該当すると思料するとき
 は、その旨を検察官に通知しなければならない
 一 この場合において、当該押収物は、刑事訴
 訟法の規定により還付することを要しない。
 二 刑事訴訟法第九十九条の規定により
 差し押された物であつて、その差押えの時
 で検察官により保管されていたもの
 三 刑事訴訟法第九十九条の規定により
 提出を受けた物であつて、その提出を受ける
 時まで検察官により保管されていたもの
 四 刑事訴訟法第九十九条の規定により領置し
 た物であつて、検察官が同法第三十条の規定
 により裁判所に提出したもの
 2 家庭裁判所は、次に掲げる押収物について、
 領置の必要がないと認める場合において、当該
 押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該
 当すると思料するときは、その旨を検察官に通知
 しなければならない。この場合において、当該
 押収物は、少年法(昭和二十三年法律第六十
 八号)第十五条第二項において準用する刑事訴
 訟法の規定により還付することを要しない。
 一 少年法第十五条第二項において準用する刑
 事訴訟法第九十九条の規定により差し
 押された物であつて、その差押えの時まで検
 察官により保管されていたもの
 二 少年法第十五条第二項において準用する刑
 事訴訟法第九十九条の規定により提出

年の保護事件の記録及び証拠物を閲覧し、及び
謄写することができる。

(領置目録の作成等)

第十四条 検察官は、第十二条前段又は前条第三
項前段若しくは第七項前段の規定による領置を
したときは、その目録を作成し、所有者、所持
者若しくは保管者（同条第一項若しくは第四項
に規定する刑事被告事件の係属する裁判所又は
同条第二項若しくは第五項に規定する家庭裁判
所を除く。）又はこれらの者に代わるべき者に
交付しなければならない。

(対象領置物件の保管等)

第十五条 検察官は、第十二条前段又は第十三条
第三項前段若しくは第七項前段の規定により領
置した物（以下「対象領置物件」という。）の
うち、運搬又は保管に不都合な対象領置物件につ
いては、看守者を置き、又は所有者その他の者
に、その承諾を得て、これを保管させることが
できる。

2 保管上危険を生じおそれがある対象領置物
件は、廃棄することができる。

(消去等決定)

第十六条 検察官は、消去等措置をするときは、
第二十三条第五号に掲げる場合を除き、あらか
じめ、とりべき措置の内容を明らかにして、そ
の旨の決定（以下「消去等決定」という。）を
しなければならない。

（消去等決定及び消去命令の名宛人並びに聴聞
の特例等）

第十七条 消去等決定又は第十一条の規定による
命令（以下「消去命令」という。）は、次の各
号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定め
る者に対してするものとする。

一 電磁的記録を消去する措置をとる旨の消去
等決定をする場合 当該電磁的記録が帰属す
る者

二 対象領置物件を廃棄する措置をとる旨の消
去等決定をする場合 当該対象領置物件の所
有者その他の権利者

三 消去命令をする場合 第十一条に規定す
る者

3 前項の規定による聴聞を行う場合における行
政手続法第十五条第四項及び第二十二條第三項

の規定の適用については、同法第十五条第四項
中「（以下この項において「公示事項」という
。）を総務省令で定める方法により不特定多数
の者が閲覧することができる状態に置く」とも
に、公示事項が記載された書面を当該行政庁の
事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該
事務所に設置した電子計算機の映像面に表示し
たものの閲覧をすることができる状態に置く措
置をとる」とあるのは、「を当該行政庁の事務所
の掲示場に掲示する」と、同項及び同法第二十
二条第三項中「当該措置を開始した」とあるの
は「掲示を始めた」とする。

4 第二項の規定による聴聞を行う場合におい
て、行政手続法第十八条第一項に規定する当事
者等は、同項に規定する資料中対象姿態等が記
録された部分については謄写を求めることがで
きない。

5 検察官は、第二項の規定による聴聞を行った
後、消去等決定又は消去命令をすることが必要
であると認めるときは、遅滞なく、消去等決定
又は消去命令をするものとする。

6 検察官は、第一項第一号又は第二号に定める
者が複数である場合において、これらの者の一
部を知ることができないときは、これらの者に
該当する旨を二週間以内に申し出るべき旨を政
令で定める方法によつて公告しなければならない
。この場合において、検察官は、当該期間を
経過したときにこれらの者として判明している
者について第二項の規定による聴聞及び消去等
決定を行えば消去等措置を実施することができ
る。

7 第二項の規定による聴聞を行う場合における
行政手続法第三章第二節の規定に基づく処分又
はその不作為については、第二十六条の規定に
よる審査の申立てをすることができない。

(対象電磁的記録ではない電磁的記録の複写)

第十八条 検察官は、第十条第一項第二号ロ又は
八に掲げる措置に係る消去等決定をする場合に
おいて、前条第一項第一号又は第二号に定める
者から、法務省令で定めるところにより、対象
領置物件に記録されている電磁的記録を特定し
てこれを複写した他の記録媒体の交付を受けた
旨の申出があり、当該電磁的記録が対象電磁
的記録ではないと認めるときは、当該措置を実
施する前に、当該電磁的記録を他の記録媒体に
複写し、これを交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、検察官は、次の各
号のいずれかに該当するとき、同項の規定に
よる交付をしないことができる。

一 前項の申出をした者が対象電磁的記録では
ない電磁的記録を複写する他の記録媒体を提
供しないときその他同項の規定による交付に
関する検察官の指示に従わないとき。

二 技術的理由その他の事由により、複写をす
ることが困難であると認められるとき。

三 前二号に定めるもののほか、前項の申出が
権利の濫用と認められるとき。

3 検察官は、第一項に規定する者が同項の申出
をするに当たり、必要があると認めるときは、
その者に對し、対象領置物件に記録されている
電磁的記録を確認する機会を与えるものとし
る。

4 第一項の規定により複写すべき電磁的記録の
範囲は、消去等決定において定めるものとし
る。

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第十九条 検察官は、前条第一項の申出に係る電
磁的記録が対象電磁的記録であるか否かを判断
するため必要があると認めるときは、当該申出
をした者に對し、期間を定めて、当該申出に係
る電磁的記録が対象電磁的記録ではないことの
裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を
求めることができる。この場合において、当該
申出をした者が当該資料を提出しないときは、
同項の規定の適用については、当該申出に係る
電磁的記録は対象電磁的記録とみなす。

(消去等決定及び消去命令の方式等)

第二十条 消去等決定及び消去命令は、書面とし
なければならない。

2 検察官は、次の各号に掲げる場合の区分に応
じ、当該各号に定める者に前項の書面の謄本を
送達しなければならない。

一 電磁的記録を消去する措置をとる旨の消去
等決定をした場合 第十七条第一項第一号に
定める者

二 対象領置物件を廃棄する措置をとる旨の消
去等決定をした場合 第十七条第一項第二号
に定める者

三 消去命令をした場合 第十七条第一項第三
号に定める者

3 前項の規定にかかわらず、送達を受けるべき
者の所在が知れないとき、その他第一項の書面
の謄本を送達することができないときは、検察
官が当該書面の謄本を保管し、いつでもその送
達を受けるべき者に交付すべき旨を当該検察官
が所属する検察庁の掲示場に掲示することをも

つて前項の規定による送達に代えることができ
る。この場合においては、掲示を始めた日から
二週間を経過した時に同項の規定による送達
があったものとみなす。

(権利者を知ることができない場合の公告)

第二十一条 検察官は、第十七条第一項第一号又
は第二号に定める者を知ることができないた
め、消去等決定をすることができないときは、
その旨及び六月が経過してもこれらの者が判明
しないときは消去等措置を実施することを政令
で定める方法によつて公告しなければならない。

第四節 消去等の実施等

(消去等措置の実施)

第二十二条 消去等措置は、検察官が実施しなけ
ればならない。

第二十三条 消去等措置は、次の各号のいずれか
に掲げる場合でなければ、実施することができ
ない。

一 当該消去等措置に係る消去等決定について
第二十六条の規定による審査の申立てがなく
て同条第一項（第一号に係る部分に限る。）
に規定する審査の申立てをすることができ
る期間を経過したとき。

二 当該消去等措置に係る消去等決定の取消し
の訴え及び当該消去等決定に係る第二十九条
第一項第一号から第三号までに定める裁判の
取消しの訴えの提起がなく、これらの取消し
の訴えを提起することができない期間を経過し
たとき。

三 前号に規定する取消しの訴えに係る請求を
棄却する判決が確定したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、当該消去等措
置に係る消去等決定をした後、当該消去等措
置の対象とすべき対象電磁的記録が帰属する
者又は対象領置物件の所有者その他の権利者
が、消去等措置を実施することに同意したと
き。

五 第十七条第一項第一号又は第二号に定める
者が判明することなく第二十一条の規定によ
る公告をした日から六月が経過したとき。

(対象領置物件の還付等)

第二十四条 検察官は、次の各号のいずれかに該
当するときは、対象領置物件を還付しなければ
ならない。

第十四条	第十九条に規定する審査請求書又は第二十一条第二項に規定する審査請求書	審査申立書
第十八条第三項	前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の電磁的記録の消去等に関する法律第二十六条第一項に規定する期間
第二十一条第二項	審査請求書提出し、又は処分等に対し第十九条第二項から第五項までに規定する事項を陳述する	審査申立書を提出する
第二十一条第二項	審査請求書又は審査請求録取書（前条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。第二十九条第一項及び第五十五条において同じ。）	審査申立書を提出した
第二十一条第三項	審査請求書を提出し、又は処分等に対し当該事項を陳述した	審査申立書を提出した
第二十一条第二項	審査請求書を処分庁又は審査庁	審査申立書を審査庁
第二十一条第五項	審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書	審査申立書を審査申立書

第二十三条	審査請求書	審査申立書
第二十三条	第十九条	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の電磁的記録の消去等に関する法律第二十七条
第二十五条第二項	処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁	審査庁
第二十五条第二項	あつたとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出された	あつた
第三十条第二項	第四十条及び第四十二条第一項を除き、以下	以下
第三十条第三項	審査請求人から反論書の提出があつたときはこれを参加人及び処分等に、参加人	参加人
第三十条第三項	これを審査請求人及び処分等に、それぞれ	、これを審査申立人に
第三十八条第一項	参加人は、第四十条第一項又は第二項の規定により審理手続が終了するまでの間	参加人は
第二十九条第四項	各号に掲げる書面又は第三十二条各号に掲げる書面又は第三十二条	第三十二条

第五十一条第四項	参加人及び処分等（審査庁以外の処分庁等に限る。）	参加人
2	前項において読み替えて準用する行政不服審査法（以下この項において「準用行政不服審査法」という。）第三十八条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定めるものについて交付を求めることができない。 一 審査申立人又は参加人（次号に掲げる者を除く。）準用行政不服審査法第三十八条第一項に規定する書類の写しのうち対象姿態等が記載された部分又は同項に規定する書面のうち対象姿態等が記載された部分 二 撮影対象者等である参加人 準用行政不服審査法第三十八条第一項に規定する書類の写しのうち対象姿態等（当該参加人が第九号第二項各号に定める者の法定代理人である場合にあつては、当該同項各号に定める者）のものを除く。以下この号において同じ。）が記載された部分又は準用行政不服審査法第三十八条第一項に規定する書面のうち対象姿態等が記載された部分 (審査請求の制限) 第三十二条 第二十六条第一項各号に掲げる処分等については、審査請求をすることができない。 (訴訟との関係) 第三十三条 第二十六条第一項各号に掲げる処分等の取消しの訴えは、当該処分等についての審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。 (訴訟の特例) 第三十四条 第二十六条第一項各号に掲げる処分等の取消しの訴え及び当該処分等に係る第二十九条第一項各号に定める裁決の取消しの訴えは、当該処分等をした検察官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。 2 前項に規定する取消しの訴えは、第三十条第二項の規定による裁決書の謄本の送達を受けた日から三十日を経過したときは、提起することができない。	一項若しくは第二項若しくは、当該書類 当該書類 当該書類

3	前項の期間は、不変期間とする。 第六節 消去等に係る裁判手続の特例 (撮影対象者の住所、氏名等の秘匿等) 第三十五条 第二十六条第一項各号に掲げる処分等の取消しの訴え又は当該処分等に係る第二十九条第一項各号に定める裁決の取消しの訴えの提起があつた場合において、当該処分等の対象である対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等の住所、居所その他当該撮影対象者等の通常所在する場所（以下この項において「住所等」という。）の全部又は一部が明らかにされることによつて当該撮影対象者等が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があつたときは、裁判所は、被告の申立てにより、決定で、住所等の全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができ、撮影対象者等の氏名その他当該撮影対象者等を特定するに足りる事項についても、同様とする。 2 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第三百三十三条第二項の規定は前項の申立てをする場合について、同条第三項及び第四項の規定は前項の申立てがあつた場合について、同条第五項の規定は前項の決定をする場合について、同法第三百三十三条の二及び第三百三十三条の四の規定は同項の決定があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。	読み替へる字句 読み替へる字句
読み替へる字句	読み替へられたる字句	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の電磁的記録の消去等に関する法律第三十五条第一項
前項	前項	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の電磁的記録の消去等に関する法律第三十五条第一項
第三十二条	第三十二条	撮影対象者等（同法第九号第二項に規定する撮影対象者等）をいう。以下

第三百三十条第三項	当該申立てに係る秘匿対象者	同じ。の住所、居所その他当該撮影対象者等の通常所在する場所又は氏名その他当該撮影対象者等を特定するに足りる事項
第三百三十三條第五項	秘匿対象者	撮影対象者等
第三百三十三條第二項、第一項、第三項及び第二項	この章において「秘匿決定」として「秘匿決定」をいう。反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分	「秘匿決定」をいう。参加、強制執行、仮差押え及び仮停止
第三百三十三條第二項	当該秘匿決定に係る秘匿対象者	被告及び当該秘匿決定に係る撮影対象者等
第三百三十三條第一項	秘匿決定、第三百三十三條の二第二項の決定又は前条第一項	被告並びに秘匿決定及び第三百三十三條の二第二項
第三百三十三條の四第二項	秘匿決定等に係る者以外の当事者	原告
第三百三十三條の四第四項	若しくは第二項又は前条第一項	又は第二項
第三百三十三條の四	次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める者	被告

第三百三十条第三項 当事者 原告

(対象領置物件及び対象電磁的記録等の閲覧等の制限)

第三十六条 第二十六条第一項各号に掲げる処分等の取消しの訴え又は当該処分等に係る第二十九条第一項各号に定める裁判の取消しの訴えの提起があつた場合において、対象領置物件若しくは対象電磁的記録を複写した記録媒体又は対象電磁的記録若しくは対象電磁的記録を複写し若しくは印刷した記録媒体について証拠の申出があつたときは、裁判所は、被告の申立てにより、決定で、訴訟記録等(民事訴訟法第三百三十三條第三項に規定する訴訟記録等をいう。以下この項及び第三項において同じ。)中当該対象領置物件若しくは当該対象電磁的記録を複写した記録媒体又は当該対象電磁的記録を複写し若しくは印刷した記録媒体に係る部分であつて対象電磁的記録等が記録された部分(第三項において「対象電磁的記録等」といふ)について、訴訟記録等の閲覧の請求をすることができる者(原告、被告及び当該対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等に限るとともに、訴訟記録等の閲覧等(同法第三百三十三條第三項に規定する訴訟記録等の閲覧等をいう。第三項において同じ。)の請求のうち閲覧の請求以外の請求をすることができる者)を被告及び当該対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等に限ることができる。

2 前項の決定は、疎明に基づいてする。

3 第一項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、原告、被告及び当該対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等以外の者は、対象電磁的記録等当該部分に係る訴訟記録等の閲覧の請求をすることができない。被告及び当該対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等以外の者による対象電磁的記録等当該部分に係る訴訟記録等の閲覧等の請求(閲覧の請求を除く。)についても同様とする。

4 第一項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(取消訴訟以外の国を被告とする訴訟についての準用)

第三十七条 前二条の規定は、第二十六条第一項各号に掲げる処分等又は当該処分等に係る第二

十九條第一項各号に定める裁判に関する国を被告とする訴訟(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)第九條第一項に規定する取消訴訟を除く。)について準用する。この場合において、第三十五條第二項の表のうち第三百三十三條第五項の項の下欄中「仮差押え」とあるのは、「仮差押え、仮処分」と読み替へるものとする。

(最高裁判所規則への委任)

第三十八條 この節に定めるもののほか、前三條の規定の実施に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第七節 雑則

(管轄区域外における職務)

第三十九條 検察官及び検察事務官は、この節の規定による調査のため必要があるときは、管轄区域外で職務を行うことができる。

(調査等)

第四十條 検察官は、第二十六條第一項各号に掲げる処分等又は当該処分等に係る第二十九條第一項各号に定める裁判をするため必要があると認めるときは、次に掲げる調査をすることができる。

一 第十七條第一項各号に定める者その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体の照会して、必要な事項の報告を求めらるること。

二 対象領置物件の錠を外し、封を開き、対象電磁的記録を確認し、その他必要な処分をすること。

三 対象領置物件についての鑑定を囑託し、又は通訳若しくは翻訳を囑託すること。

2 検察官は、消去命令に従つて対象電磁的記録の消去がされたかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、第十七條第一項第三号に定める者その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体の照会して、必要な事項の報告を求めらるることができる。

3 検察官は、検察事務官に前二項の規定による調査をさせることができる。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(刑事手続に関する手続等との関係)

第四十一条 この章の規定は、対象領置物件又は対象電磁的記録について、刑事事件又は少年の

保護事件の処理に関する法令の規定による手続を行うことを妨げない。

第四十二条 この章に定めるもののほか、この章の規定を実施するための手続その他必要な事項は、法務省令で定める。

第八節 罰則

第四十三條 消去命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第四十四條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八條第一項の申出をするに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

二 第四十條第一項(第一号に係る部分に限る。)又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書その他の物件を提出せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をした文書その他の物件を提出したとき。

第四十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第四章及び附則第三条から第六条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(刑法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条及び次条において「刑法施行日」といふ。)の前日までの間における第二條から第六條までの規定の適用については、これらの規定(第二條第二項及び第三項、第五條第二項及び第三項並びに第六條第二項を除く。)中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(附則第六条において「一部施行日」といふ。)から刑法施行日の前日までの間における

る第四十三条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する経過措置)

第四条 第四章の規定は、当該規定の施行の際現に検察官が保管している押収物についても適用する。

(聴聞の特例に関する経過措置)

第五条 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和五年法律第六十三号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行日の前日までの間は、第十七条第三項の規定は、適用しない。

(消去等に係る裁判手続の特例に関する経過措置)

第六条 一部施行日から民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号)の施行の日(次項において「民事訴訟法施行日」という。)の前日までの間における第三十五条第二項の規定の適用については、同項の表のうち第三百三十三条の二第二項の項中「申立て」とあるのは「申立てにより」と、第三百三十三条の四第一項の項及び第三百三十三条の四第二項の項の中欄中「前条第一項」とあるのは「前条」とする。

2 一部施行日から民事訴訟法施行日の前日までの間における第三十六条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「又は対象電磁的記録若しくは」とあるのは「又は」と、「第三百三十二条第三項に規定する訴訟記録等を」とあるのは「第三百三十三条の二第二項に規定する訴訟記録等を」と、「又は当該対象電磁的記録若しくは」とあるのは「又は」と、「係る部分であつて対象姿態等が記録された」とあるのは「記録された対象姿態等に係る」と、「訴訟記録等の閲覧等(同法第三百三十三条第三項に規定する訴訟記録等の閲覧等をいう。第三項において同じ。)」の請求のうち閲覧の請求以外」とあるのは「訴訟記録等の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同条第三項中「訴訟記録等の閲覧等の請求(閲覧の請求を除く。）」とあるのは「訴訟記録等の謄写、

その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求」とする。